# 日中四分律論書における語義解釈の比較

― 元照『資持記』と照遠『資行鈔』を中心として:

宮

嶋

純

子

### はじめに

故、 釈にその傾向が顕著であり、 徴や独自性が随所に表われている。特にインドの文物に関する解 また律典の注釈書は、その他の経典などと比べ、相対的に参考す その成立の背景となったインドの実情から詳しく説明し、 いなければならなかった。現に仏教者の生活規範となる戒律を、 なっていた。すなわち、かれら律典の注釈者は、各教学に通じて は、 に固有の社会風俗や慣習を背景として成立したものである。それ 学僧が、 べき類似書の数が少ないこともあり、各注釈の内容には撰者の特 つ実践可能なレベルで読者に提示する必要が求められたのである。 いるのは勿論のこと、インドの文化や言語表現に優れて精通して インドの仏教各部派が保持した戒律は、言うまでもなくインド 日中の学僧が漢訳仏典中の律典を解釈する際に払われる注意 経典や論書における注釈の場合と比較して、やや方向性が異 インドにおける仏教文化や漢語翻訳のあり方についてど 語義解釈の考察を通じて、 日中の律 理解か

められた。『資持記』『資行鈔』はその代表的著作である。の依った『四分律』である。開祖道宣の学系に連なる鑑真によっの依った『四分律』である。開祖道宣の学系に連なる鑑真によっのように認識していたかを把握する手がかりとなる。中国で漢訳

点を考察していきたい。概観する。その後、幾つかの具体的事例を挙げて語義解釈の相違『資持記』『資行鈔』についての成立事情や内容構成などについて本論では、まず中国における律典の翻訳と南山律の成立、及び

## 一、律典の漢訳と注釈書の成立

## (一)中国における戒律研究

中国仏教における戒律の受容は、ごく初期には戒の条文のみを中国仏教における戒律の受容は、ごく初期には、世紀である。『十誦律』『四分律』『摩訶僧祇律』が重要視された。 北魏の法総・慧光等に至って『四分律』が研究され、四分律宗が開かれた。 水物には『十誦律』や である。『十誦律』『四分律』『摩訶僧祇律』『五分律』『根本説一とである。『十誦律』『四分律』『摩訶僧祇律』『五分律』『根本説一とである。『十誦律』『四分律』『『世紀に入ってからのことである。『十誦律』『四分律』『『世紀に入ってからのことである。『十誦律』『四分律』が研究され、四分律宗が開かれた。その後隋代から唐初にかけて法礪(五六九ー六三五)や智首(五六七ー六三五)が出てかけて法礪(五六九ー六三五)や智首(五六七ー六三五)が出てが明された。

新たに注釈書を著わし、律宗は分派を生じたのである。

仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部の広仏教史家としても有名な道宣(五九六-六六七)は、五部区が表記をいる。

多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・ 多くの『行事鈔』に関する注釈書の中でも重要な著作に、北宋・

非篇第四 通弁羯磨篇第五 結界方法篇第六 僧網大綱篇第標宗顕徳篇第一 集僧通局篇第二 足数衆相篇第三 受欲是

十 五 計請設則篇第二十三 施興治篇第二十 戒釈相篇第十四 居策修篇第十一 七 篇第二十八 尼衆別行篇第二十九 衣総別篇第十七 受戒縁集篇第八 瞻病送終篇第二十六 頭陀行儀篇第二十一 僧像致敬篇第二十二 自态宗要篇第十二 四薬受浄篇第十八 持犯方軌篇第十五 導俗化方篇第二十四 師資相摂篇第九 諸雑要行篇第二十七 諸部別行篇第三十 鉢器制聴篇第十九 懺六聚法篇第十六 篇聚名報篇第十三 説戒正儀篇第十 主客相待篇第二 沙弥別法 対 隨 安

### (二) 照遠と『資行鈔』

び 乗菩薩戒を説く 僧であった。照遠の生涯について詳しいことは分からないが、 説有)も、 総本山となった。『資行鈔』の撰者照遠(一三〇一-一三六一、異 寺に戒壇を設け授戒を行った鑑真(六八七-七六三)の師は恒景 めである。鑑真が創立し晩年を過ごした唐招提寺はその後律宗の ことはよく知られている。天平勝宝六年 (弘景)であり、恒景は道宣の弟子のひとり文綱より戒を受けたた 日本における律学の嚆矢が、 律学の宣揚を熱心に志していた。 に対する注釈書 ちょうど本書の執筆中に唐招提寺に拠点を移した律学 『梵網経』を研究した新羅僧太賢の 『述迹抄』十巻を著すなど、様々な律典を学 南山律宗の系譜をひくものである (七五四)来朝し、東大 『梵網経古迹

就せしめんことを乞い願うのみ。就せしめんことを乞い願うのみ。。問に真和二年七月十二日、唐招提寺東僧房二室に於いて、炎時に貞和二年七月十二日、唐招提寺東僧房二室に於いて、炎時に貞和二年七月十二日、唐招提寺東僧房二室に於いて、炎時に貞和二年七月十二日、唐招提寺東僧房二室に於いて、炎時に貞和二年七月十二日、唐招提寺東僧房二室に於いて、炎時に貞和二年七月十二日、唐招提寺東僧房二室に於いて、炎時に貞和二年七月十二日、唐招提寺東僧房二室に於いて、炎

ており、 しいが⑩ 鈔』に限れば、巻上一之一が成ったのが康永三年(一三四四)十 四九)八月までの十一年間をかけて編纂されたものである。『資行 なわち『顕業抄』二十巻、『警意抄』十七巻、『資行抄』二十八巻 事鈔』『羯磨疏』『含注戒本疏』)に関する三つの著作があった。す の構成は以下の通りである。 八巻と称しているが、現行本は中二・中四に相当する箇所が欠け 語では、 一月で、この時照遠はまだ唐招提寺ではなく牟山薬師寺にいたら であり、これらは歴応二年(一三三九)八月から貞和五年 る。それによれば、照遠には三大律部(道宣の五大部のうち『行 『資行鈔』の巻末には、上記のように照遠の識語が幾つか見られ 貞和二年(一三四六)五月の日付がある巻上三之末の識 『大正蔵』では二十五巻を数えるのみである。 『資行鈔 在唐招提寺となっている。照遠自身は『資行鈔』を二十

【『資行鈔』の内容構成と成立年】

	T		1																
17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6		5		4	3	2	1	
中三之中	中三之上	中二	中一之下	中一之中	中一之上	上四之末	上四之本	上三之末	上三之本	上二之末	上二之本		上一之五		上1 之四	上一之三	上1 之11	上一之一	卷名
捨堕~) 捨堕~)	捨堕~) 捨堕~)	(欠)	渡羅夷) 渡飛用篇第十四(~四	隨戒釈相篇第十四	篇聚名報篇第十三	宗要篇第十二/自恣	修篇第十一	要戒縁集篇第八/師資相 受戒縁集篇第八/師資相	受戒縁集篇第八	僧網大綱篇第七	結界方法篇第六	四/通弁羯磨篇第五	相篇第三/受欲是非篇第	集僧通局篇第二/足数衆	序/標宗顕徳篇第一	序	序	題号撰号	内容
			貞和三年(一三四七)四月				貞和二年(一三四六)七月	貞和二年(一三四六)五月								康永四年(一三四五)三月	康永四年(一三四五)二月	康永三年 (一三四四) 十一月	成立年

	0.			0.4					4.0
28	27	26	25	24	23 2	22 21	20	19	18
下四之末	下四之本	下三之末	下三之本	下二之末	下二之本	下一之末		中四	中三之下
別行篇第二十九/諸部衆別行篇第二十九/諸部	雜要行篇第二十七/諸	相待篇第二十五/主客	像致敬篇第二十二/僧	篇第二十 制聴篇第十九/対施興治	四薬受浄篇第十八	二衣総別篇第十七	(欠) 懺六聚法篇第十六	(欠) 持犯方軌篇第十五	<ul><li>捨堕~)</li><li>捨堕~)</li></ul>
貞和五年(一三四九)八月									

# 二、沙弥十戒における「生像金銀」の解釈比較

上げる「胡漢二彰」である。しかし先の論考では内容構成上、充の比較を試みたことがあり、その際に例示したのが本節でも取り筆者は既に『行事鈔』『資持記』及び『資行鈔』等を用いて解釈

詳述したい。 分に考察を尽くせなかった面もあり、いま一度この問題について

## (一) 「捉金銀宝戒」の戒文

仏教経典を漢訳する際に、各語彙を音訳して適切な漢字を当てはめるか、意訳して適切な中国語を当てはめるかが最初に直面すさるわけでは勿論ない。特にある程度対応する翻訳語が固まるまでは、例えば音訳をするにしても、どの漢字を選ぶかは訳者の裁量に委ねられ、結果的にひとつの仏教語彙に対し訳者や訳出年代量に委ねられ、結果的にひとつの仏教語彙に対し訳者や訳出年代量に委ねられ、結果的にひとつの仏教語彙に対し訳者や訳出年代表に異なる多くの漢訳語が生まれることとなった。他方、意訳とに異なる多くの漢訳語が生まれることとなった。他方、意訳といる。

公職のでは、会職のできる。会職のできる。会職のできる。会職をは、会職をは、会職を<l>会職を<l>会職を<l>会職を<l>会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を会職を<u

や竺仏念がそのまま踏襲したと思われる。
戒」と漢訳したものであり、『四分律』の翻訳にあたって仏陀耶舎

## (二)「生像金銀」の言語構成に関する解釈

のように説明を加える。「捉金銀宝戒」の戒文について、道宣は『行事鈔』において以下

す。 (E) 生像とは、僧祇〔律〕・善見〔律〕に生色・似色と云う、〔似生像とは、僧祇〔律〕・善見〔律〕に生色・似色と云う、〔似

サンスクリット語 jāta-rūpa は、そのまま意味を取って訳せば「生色」となり、rūpya は「似色=像色」となる。『僧祇律』や『善見作しているのはこれである。しかし実際にはjāta-rūpa は「金」、rūpya は「銀」の異名であるから、単に正確に意味を翻訳しただけでは、何を指しているか理解できない。つまり「生像金銀」は本来「jāta-rūpa = 生色=金」と「rūpya = 像色=銀」の二語の組本来「jāta-rūpa = 生色=金」と「rūpya = 像色=銀」の二語の組本来「jāta-rūpa は、そのまま意味を取って訳せば「生め合わせであり、胡語の直訳と漢語の意訳を二重に重ねているから、道宣は「胡漢二彰」と述べたのである。

次に、元照の『資持記』における同箇所の解釈を見てみよう。

次に生像を釈せん。生色は即ち金、天の黄を生ずるが故に。

の初めて漢地に来るを以ての故なり。 (19) の初めて漢地に来るを以ての故なり。 (19) の初めて漢地に来るを以ての故なり。 (19) の初めて漢地に来るを以ての故なり。 (19) の初めて漢地に来るを以ての故なり。 (19) の初めて漢地に来るを以ての故なり。

と言ったのだ、と。後半部はほぼ道宣の説明と同様である。と言ったのだ、と。後半部はほぼ道宣の説明と同様である。「二彰」なわち黄金は天が生み出すものだから「生色」、銀は金に類似し色を変えることから「似色」と称するのである。「生」とか「像」はお語(梵語)を翻訳して漢語に直したのである。「生」とか「像」は意味するところを完全には尽くしていない。「金」とか「像」は全に漢語であって、胡語と漢語を重ねて訳しているから「二彰」全に漢語であって、胡語と漢語を重ねて訳しているから「二彰」と言ったのだ、と。後半部はほぼ道宣の説明と同様である。と言ったのだ、と。後半部はほぼ道宣の説明と同様である。と言ったのだ、と。後半部はほぼ道宣の説明と同様である。

する。 『資行鈔』は、先に述べたように『行事鈔』『資持記』に対する する。

故に胡漢二彰と云う。
故に胡漢二彰と云う。
と記載は本より漢朝の語、金銀を召するなり。故に胡遊之が、仏法此の路を経て来る。故に経中時時に胡音と云之れ有り、仏法此の路を経て来る。故に経中時時に胡音と云之れ有り、仏法此の路を経て来る。故に経中時時に胡音と云之いの、此の戒疏嫌わるなり。詮ずる所の生像は梵語なり。今〔資持〕記に釈の未だ詳らかならざると雖も、正源記に云えらく、持語に叩刺拏と云う。是れ生色の梵語なり。田とは梵を指す、古には胡語を翻ずる唐土の語なればなり。胡とは梵を指す、古には胡語を翻ずる唐土の語なればなり。胡とは梵を指す、古には胡語を翻ずる唐土の語なればなり。胡とは梵を指す、古には胡語を翻ずる唐土の語なればなり。胡とは梵を指す、古には胡語を翻ずる唐土の語なればなり。胡とは梵を指す、古には胡語を指するなり。

『生像は是れ胡を翻じて漢と為す等』云云とあり。何ぞ直だ金銀と翻せざるや。答うらく、〔資持〕記に、別は代代に隨うべし、一概に漢と為すと云う。但だし梵と云う可きも、古師、錯して梵を召して胡と為すなり。又た翻訳は代代に確うべし、一概に漢と云うは是れ誤りなり。佛法訳は代代に確らべし、一概に漢と云うは是れ誤りなり。伊法記は全く是れ漢語なり、梵語を翻ずる金の已前は金銀と名づくるを示す。故に合して華梵と云う。此れ生像は梵語と云うに非ず、梵を翻じて生像と云うも、且く梵と云うか。重疊して之を言う。〔資持〕記に、『古に循いて言を為す』云云とあるは、道安等の師を指すか。

常に分量が多くなっている。ただ「生像金銀」の語そのものに関一見して明らかなように、『資行鈔』の解釈はそれまでに比べて非

と漢語とは、二つながら彰らかと謂うに非ず。是れ只だ生像

〔行事〕鈔に、『生金像銀は胡漢二彰』云々とあり。

此れ梵語

日中四分律論書における語義解釈の比較

補足する役割を果たしている。
補足する役割を果たしている。
が「生色」=金、「似色」=銀であることの意味を説明しているためか、それ以上は言及せず、代わることの意味を説明しているためか、それ以上は言及せず、代わることの意味を説明しているためか、それ以上は言及せず、代わることの意味を説明しているためか、それ以上は言及せず、代わることの意味を説明している。

関する照遠の主張を改めて見ていきたい。

関する照遠の主張を改めて見ていきたい。

しかしまた、当該箇所の注釈を読む限り、照遠の関心の重点が、明遠になけるのである。そこで次章では「胡漢二彰」という表現の妥当性とその理由の追求にあるこまり「胡漢二彰」という表現の妥当性とその理由の追求にあるこれがしまた、当該箇所の注釈を読む限り、照遠の関心の重点が、

# 三、「胡漢二彰」をめぐる日中比較―「古師の錯」

前節冒頭に取り上げたように、「胡漢二彰」は道宣が『行事鈔』前節冒頭に取り上げたように、「胡漢二彰」について論じたのは、ひとえに道宣が『胡」として「胡漢二彰」について論じたのは、ひとえに道宣が『行事鈔』の文字を使用したためであると思われる。

召して胡と為し、法の初めて漢地に来るを以ての故なり。(第)の漢合するは華梵と云うも、古に循いて言を為す。古は梵を

が成立した後秦以前―の慣習に従って「胡」と書き、仏法初伝が 彰」なのであるが、道宣は古い時代―恐らくは『四分律』の漢訳 類であり、仏教が生まれた天竺の言葉は「梵語」と呼ぶべきだと るかのように捉えられていた。本来の「胡」は氐や羌など蛮夷の はなく、 と称し、 或いは道宣の唐初にあっても、仏典の原語=インド語を「梵語 に見た通りである。 あくまで元照の注釈の主眼が「生色・像色」にあったことは前節 後漢代であった故に「漢」と書いたのだ、と元照は推測するが 房においてであった。そこで本当ならば「胡漢二彰」は「華梵二 いて「胡を訳して漢と為す」といい、インドも「胡」の一部であ あった。ただしこのような傾向が仏教伝来当初からあったわけで いう主張がなされたのは、隋代に活躍した学僧である彦琮や費長 既に『資持記』で元照が指摘している通り、北宋期の元照当時 およそ後漢時代から南北朝期にかけては、仏典翻訳につ 西域の言語を表す「胡語」とは区別する風潮が一般的で

疑義を呈するところから始めている。道宣のいう「胡漢二彰」が成り立っていないのではないかという一方、照遠は『資行鈔』の該当箇所の注釈において、そもそも

く梵と云うか。 く梵と云うか。 此れ生像は梵語と云うに非ず、梵を翻じて生像と云うも、且

過ぎない。

過ぎない。

過ぎない。

過ぎない。

過ぎない。

緯を踏まえ、的確な指摘を行っている。また、照遠は「胡」「漢」の名称についても仏教東漸の歴史的経

に経中時時に胡音と云う。なり。七重黒山の北に之れ有り、仏法此の路を経て来る。故はとは梵を指す、古に胡と云えばなり。胡は是れ天竺の辺国胡とは梵を指す、古に胡と云えばなり。胡は是れ天竺の辺国

なぜ古くは「梵」を「胡」と呼んだのか。それは仏教がまさに天

際に中国を全て「漢」と表記してしまったのだ。
ある。胡を天竺の辺国と捉えるのは照遠の特徴であるといえる。
さらに一方の「漢」に対しても照遠は注意深く観察する。いわく、中国を指すにはその時々の王朝名を用いるのが本来のすがたなの中国を指すにはその時々の王朝名を用いるのが本来のすがたなの中国を指すにはその時々の王朝名を用いるのが本来のすがたなのの辺国である胡の地域=西域を経由して中国に伝わったからで

(&) 佛法初め漢代に来らば、古師、錯して翻名の一切を漢と云う 又た翻訳は代代に隨うべし、一概に漢と云うは是れ誤りなり。

『正源記』は、「田文」についていえば、前出の学僧たちによって以前からしばしば議論の的となってきたものでな問題とされなかった点について、照遠は一歩踏み込んで論じてな問題とされなかった点について、照遠は一歩踏み込んで論じてな問題とされなかった点について、照遠は一歩踏み込んで論じていることがわかる。例えば「胡漢二彰」についていえば、前出の以上のように照遠が指摘する幾つかの問題それ自体は、中国の以上のように照遠が指摘する幾つかの問題それ自体は、中国の以上のように照遠が指摘する幾つかの問題をれ自体は、中国の

「生像金銀、胡漢二つながら彰らかにす」と。是れ胡漢両音なるのみを。故に大鈔(『行事鈔』)に云えらく、今、合して之を言えば、乃ち生像金銀と曰う、当に知るべし、

ŋ り。 ぜそうなるのかを説明はするが修正するべきだとは言わないのに 的である。また中国を「漢」と称することも同様で、中国ではな 国では「生像」の訳語を「金銀」と対立させる意味で「胡語 はり「胡漢二彰」については疑義を呈していない。すなわち、 ら併記するのだというが、「生像は是れ胡音、 掌は漢語)の例を挙げつつ、「生像」がまだ金銀に成っていないか を立てるのが独特で、『法華経』の「安禅合掌」(安禅は梵語、 ぜ「金銀」とだけ訳さず「胡漢二彰」の形を採るのか、との問 音」と見なすことに何ら躊躇していない。さらに唐・大覚撰 と述べており、 いは梵語)」として扱う道宣の意図がそのまま受け入れられてお 分律鈔批』巻十四でも「胡漢二彰」について述べる。ここではな 文中に双牒す、故に二つながら彰らかにすと曰う」としてや 照遠が「此れ生像は梵語と云うに非ず」と断言するのと対照 照遠ははっきりと「古師の錯」だと述べている。 先の『資持記』と同じく「生像金銀」を「胡漢両 金銀は是れ漢語な (或 四四 中 合

許容する傾向が強いなか、明確に誤りであると指摘するのは『資り』と「古師、錯して翻名の一切を漢と云うなり」で、「胡漢二郎」と「古師、錯して翻名の一切を漢と云うなり」で、「胡漢二郎」と「古師、錯して翻名の一切を漢と云うなり」で、「胡漢二本論に引いた「生像金銀」の解釈中、照遠が「古師の錯」を断本論に引いた「生像金銀」の解釈中、照遠が「古師の錯」を断

行鈔』に見られる特徴のひとつであると言えるだろう。そこまでないという前提が非常に大きく影響していると考えられる。つまり、るという前提が非常に大きく影響していると考えられる。つまり、るという前提が非常に大きく影響していると考えられる。つまり、「生像」が単なる梵語の音訳語ではなく、かといって固有の意味を押する態度において初めて成立し得たのであった。「胡」「漢」の解する態度において初めて成立し得たのであった。「胡」「漢」の解する態度において初めて成立し得たのであった。「胡」「漢」の中国 請で、歴史的な経緯はともかく、中国やインド・西域が本来どのように記述されているか、或いは記述されるべきなのかを、中本の論書であるからこそ、明らかに示しておかなければならなかったのだと思われる。

### 四、照遠の注釈態度

けるその他の語義解釈の事例を見ていきたい。 既遠の『資行鈔』に特徴的な注釈の方向性について考察を進めて 照遠の『資行鈔』に特徴的な注釈の方向性について考察を進めて いた。本章では、特に『資行鈔』が仏典の翻訳語に対してどのよ がいまで「生像金銀」及び「胡漢二彰」に対する各律典論書の にれまで「生像金銀」及び「胡漢二彰」に対する各律典論書の

### (一)「鉢」と「器

撰述の意図を述べる。 選けられた篇である。道宣は「鉢器制聴篇」冒頭、以下のように おり、その材料や大きさ、使用法に種々の細かな規定があるため のは見てきたように、『行事鈔』全三十篇の第十九番目は、「鉢

の体貌混じるが故に其の條格を分ち、来意を略言せん。り。違えば則ち斯れ制し、犯せば則ち赦すこと無し。既に其の道立つ。縁に在りて広く被ると雖も、而れども法據に準有の生の衆具は、殷湊して繁多なり。報に隨い聴を開き、事資

まず「鉢器」の解釈より開始されている。に触れることなく論を展開しているが、『資持記』の釈鉢器篇は、道宣は『行事鈔』において「鉢器」という言葉そのものには特

則ち是れ応量の器なり、対法もて名と為す。と云い、此れに応器と翻ず。加法に準下せば応量受と云う。と云い、此れに応器と翻ず。加法に準下せば応量受と云う。器中の鉢は是れ梵言なり、器は即ち華語なり。鉢は則ち收題中の鉢は是れ梵言なり、器は即ち華語なり。鉢は則ち收

「鉢」はサンスクリット語 pātra の音写語であり、正確には「鉢多

名称の由来に詳しい。は中国の固有語である、といった具合に、『資持記』は「鉢器」の羅」、「応器」と翻訳される。規則にかなった器だからである。「器」

これらの論書を踏まえた『資行鈔』は

分許するなり。 の鉢は即ち翻じて器と為すに非ず。鉢は是れ一鉢、制教の摂 の鉢は即ち翻じて器と為すに非ず。鉢は是れ一鉢、制教の摂 (%)。

と述べている。基本的には『資持記』の解釈に則っているようでと述べている。基本的には『資持記』の解釈に則っているようにない。可事例とは逆であるが、「韓」=梵言、「器」=華語という説明に「題中の鉢は即らない、あくまで別々の語として梵言「鉢」と華語「器」とが用いられているということを強調しているのである。「生像金銀」における「胡漢二彰」の事例とは逆であるが、論書中の仏教語彙について、言葉や文字同士の関係をできるだけ明確にしておきたいという照遠の意図が、本条の注釈からも垣間見える。

## (二)「犍槌」の表記と発音

いる。以下は『行事鈔』よりの抜粋である。 関う行鈔』共にこの「健稚」について、かなり長文で解説を加えて、 でいる。以下は『行事鈔』には「胡漢二彰」の外にもう一か所、「古師の照遠の『資行鈔』には「胡漢二彰」の外にもう一か所、「古師ののる。以下は『行事鈔』よりの抜粋である。以下は『行事鈔』よりの抜粋である。以下は『行事鈔』よりの抜粋である。

く共に一処等に集うべし(※)四分〔律〕の文に云えらく、当に座を敷き楗稚を打てば、尽

此れ磬と名づくるなり、亦た名づけて鐘と為すなり。出要律儀に声論を引くに、犍(巨寒反)稚(音地)と翻ず。

ghanṇā は磬や鐘と訳される通り、時刻などを知らせるために叩いて音を出すもの全般を表す。『出要律儀』は梁武帝撰の律書とされるが今は伝わらない。ただし『行事鈔』中に幾つか引用された『出要律儀』に『声論』を引いて、ghanṇāを「犍稚」と翻訳していたといい、またその音注も引用する。道宣が ghaṇṇā について述べるのは以上のみで、あとは『出要律儀』に倣い「犍稚」或いは「楗稚」以上のみで、あとは『出要律儀』に倣い「犍稚」或いは「楗稚」の語を用いている。

しかし、『資持記』は ghantā について次のように指摘している。

民で呼ぶは乃ち是れ梵言の訛転なり。唯だ独り声論の其の音を正すのみ。今音を須めて槌もて地と為す。又た羯磨疏中はを正すのみ。今音を須めて槌もて地と為す。又た羯磨疏中はを正すのみ。今音を須めて槌もて地と為す。又た羯磨疏中はで、とってででは、以て一宗祖教に及ぶまで、凡そ犍槌の字はがででめて稚と為し、直だ呼びて地と為す。古本の写鈔及びがでめる程律を請尋し、之を考すれば方に其の謬を知れり。但大蔵の経律を請尋し、之を考すれば方に其の謬を知れり。但大蔵の経律を請尋し、之を考すれば方に其の謬を知れり。但大蔵の経律を請尋し、之を考すれば方に其の謬を知れり。但大蔵の経律を請尋し、之を考すれば方に其の認を知れり。但大蔵の経律を請尋し、之を考すれば方に其の認を知れり。但大蔵の経律を請尋し、之を考すれば方に其の認を知れり。但大蔵の経律を請尋し、之を考すれば方に其の認を知れり。但大蔵の経律を請尋し、立と表するいと為するにとらざるなり。

砂』は『資持記』の議論に沿って注釈を展開している。 一元照の主張するところは、ghantāについて古くは「犍槌」と翻 がどの程度あったのかは不明であるが、少なくとも照遠の『資行 がどの程度あったのかは不明であるが、少なくとも照遠の『資行

稚字を改作せんか。 行の鈔文は当に此れに破する所なり、則ち後人、是くの如くと為す。未だ経律を披かずして、妄りに自ら改作す。今の現転ず。今人、一概に槌を改めて椎と為し、例として呼びて地転槌は字の如く之を呼ぶも、下は声論に依りて方に乃ち音を

り。当時現行の鈔本に云えらく、声論は犍稚等に翻ず、此れに及ぶまで、凡そ犍槌の字は並びに改めて稚と為す云云とあ(中略)〔資持〕記に、鈔文の前後に至りては、以て一宗祖教

以て記家、斥けて稚と作すなり。
い、或いは犍椎に作り、直だ地と召す。此れ正本なり、是をい、或いは犍椎に作り、直だ地と召す。此れ正本なり、是をは、古師、妄りに本を改むるなり。今抄、上下多く犍稚に作る字と作し、直だ稚と召するなり。今抄、上下多く犍稚に作る字破る所の字なり。槌もて召して地と為す、古師、誤りて稚

る態度は、元照と照遠に共通の研究姿勢であったといえる。といれる目立った要素はないが、『資持記』の解釈に従い非常に丁見られる目立った要素はないが、『資持記』の解釈に従い非常に丁のものが、『資持記』『資行鈔』両書のみに際立った特殊な意見であると思われる。いずれにせよ、最大限依拠すべき『行事鈔』にあると思われる。いずれにせよ、最大限依拠すべきといった主張そのものが、『資持記』『資行鈔』でれた翻訳語の妥当性まで検討し、修正すべき点を明確に指摘すされた翻訳語の妥当性まで検討し、修正すべき点を明確に指摘すされた翻訳語の妥当性まで検討し、修正すべき点を明確に指摘すされた翻訳語の妥当性まで検討し、修正すべき点を明確に指摘する態度は、元照と照遠に共通の研究姿勢であったといえる。

#### おわりに

には「生像金銀」とそれに付随する「胡漢二彰」、「鉢器」、「犍槌」の態度における相違点について、比較検討をおこなった。具体的かの事例を手がかりに、日中律学僧の、仏典翻訳語に対する注釈かの事は、唐・道宣の律学書『行事鈔』の代表的注釈書である北本論は、唐・道宣の律学書『行事鈔』の代表的注釈書である北

後は より考察を深めていきたい。 域で漢訳仏典を用いる人々が常に直面していた問題でもある。今 律学者たちだけではなく、あらゆる仏教者、とりわけ中国周辺地 を母国語としない人間にとってやはり困難である。そのため却っ ぎずそのままでは意味が通じないのかを判断することは、中国語 にしても中国固有の言葉なのか、それとも単なる梵語の直訳に過 典論書に比しても、仏典の語彙解釈に対してより厳密な傾向を持 り上げた。結果として、照遠の『資行鈔』が、他の中国撰述の律 うな漢訳仏典研究上の問題点は、もちろん今回取り上げたような いう一語をとっても、それが音写語なのか翻訳語なのか、翻訳語 っていることが示せたのではないかと考える。例えば「生像」と の各問題について、主に『資持記』『資行鈔』それぞれの解釈を取 て漢訳仏典における翻訳語に対する関心や追求の度合いが高まり、 『資行鈔』の精密な解釈につながったのではないだろうか。このよ 『資持記』『資行鈔』以外の律典、仏書へと対象範囲を広げ、

主

- 雑羯磨』や曇諦訳『羯磨』があげられる。(1) その最も早い例として3世紀半ば、三国魏の康僧鎧訳『曇無徳律部
- 南朝宋・仏陀什、竺道生等共訳(四二二-四二三年)、化地部。『根本晋・仏陀跋陀羅、法顕共訳(四一六-四一八年)、大衆部。『五分律』:東舎、竺仏念等共訳(四一○-四一二年)、法蔵部。『摩訶僧祇律』:東羅什訳(四○四-四○九年)、説一切有部。『四分律』:後秦・仏陀耶2) 各広律の訳出年代・所属部派は以下の通り。『十誦律』:後秦・鳩摩2)

。 一切有部毘奈耶』:唐・義浄訳(七○三 – 七一○年)、根本説一切有

- (3) 唐代、律宗は法礪の相部宗、法礪の弟子懐素(六二五 六九八)の(3) 唐代、律宗は法礪の相部宗、法礪の弟子懐素(六二五 六九八)の人間、 東塔宗、後述する道宣の南山宗の三学統に分派した。なお本論では、東塔宗、後述する道宣の南山宗の三学統に分派した。なお本論では、東塔宗、後述する道宣の南山宗の三学統に分派した。なお本論では、東塔宗、後述する道宣の南山宗の三学統に分派した。なお本論では、東塔宗、後述する道宣の南山宗の三学統に分派した。なお本論では、東塔宗、大二五 六九八)の
- 四〇、一中-下と記す)。 略した。『大正新脩大蔵経』巻四〇、一頁中-下参照(以下、『大正蔵』 略した。『大正新脩大蔵経』巻四〇、一頁中-下参照(以下、『大正蔵』
- (5) 照遠及び『資行鈔』について正面から取り上げた論考は、管見の限(5) 照遠及び『資行鈔』についての記述であると思われる。本節の内容は多くこの「解題」をいての記述であると思われる。本節の内容は多くこの「解題」を参照した。その他、彭海「漢語仏経中華夏国称的両大音系―「震旦」をいての記述であると思われる。本節の内容は多くこの「解題」を参照した。その他、彭海「漢語仏経中華夏国称的両大音系―「震旦」を知り上げた論考は、管見の限(5) 照遠及び『資行鈔』について正面から取り上げた論考は、管見の限(5) 照遠及び『資行鈔』について正面から取り上げた論考は、管見の限(5) 照遠及び『資行鈔』について正面から取り上げる。
- (6) 照遠とほぼ同時代に活躍した律学僧に、湛睿(一二七一一一三四七)(6) 照遠とほぼ同時代に活躍した律学と華厳を学び、『四分律行事鈔見聞集について」(『印度学佛教学研究』第百秒』と集』を著した。本書は既にその大部分が散逸しているが、『資行鈔』と集』を著した。本書は既にその大部分が散逸しているが、『資行鈔』と考の四分律行事鈔見聞の四分律行事鈔見聞がいる。湛睿は凝然に師事して律学と華厳を学び、『四分律行事鈔見聞がいる。湛睿は「二七一一一三四七」
- (7) 『述迹抄』中の引用文などを用いて復元を試みる。(『印度学佛教学研究』第五七巻第二号、二○○九年三月、五○-五四百、「散逸文献」凝然撰『梵網上巻古迹修法章』本文の抽出復元」由香「「散逸文献」凝然撰『梵網上巻古迹修法章』本文の抽出復元」

- 願、神明加冥助令成就私鈔而已」(『大正蔵』六二、四六七上)續。所願後見之嘲哢、不輕萬人之毀咲者也。乞願三寶垂加被令成辨所二室、炎天拭汗勘諸文、深更覺眠染紫筆。此偏爲佛寶弘傳、爲律法相《名》。『資行鈔』巻上四之本「于時貞和二年七月十二日、於唐招提寺東僧房》
- なお『大正蔵』所収本は、唐招提寺写本を底本とする。
- (10) 『資行鈔』巻上一之一「于時康永三年(甲年)十一月十七日、於牟山(第一行鈔』巻上一之一「于時康永三年(甲年)十一月十七日、於牟山(第一行鈔』巻上一之一「于時康永三年(甲年)十一月十七日、於牟山
- である。(12) 本表は前掲『大正蔵索引』「解題」記載の目録に加筆・修正したもの(12)
- 是沙彌尼戒」(『大正蔵』二二、九二四上)にも見える。意。ほか、同書卷四十八、滅諍揵度二「盡形壽不得捉持生像金銀寶物、意。ほか、同書卷四十八、滅諍揵度二「盡形壽不得捉持生像金銀寶物、是別の分律』巻三十四、受戒揵度四「盡形壽不得執持生像金銀寶物、是
- £) 『大正蔵』二二、一〇五三上
- 訳文献である。(16)『羯磨』と『四分律』は、同じ法蔵部(曇無徳部)に属する戒律の漢(
- 17) 『行事鈔』巻下、沙弥別行篇「生像者、僧祇・善見云、生色似色。

即

- 像也。生金像銀胡漢二彰」(『大正蔵』四〇、一五〇下)
- 三一一上)とある。 等云何手自捉生色似色、從今日不聽手自持生色似色」(『大正蔵』二二、(8) 例えば『僧祇律』巻三十、明三十尼薩耆波夜提法に「佛語難陀、汝
- 以法初來漢地故也」(『大正蔵』四〇、四二一上) 漢語、重疊言之、故云二彰。胡漢合云華梵、循古爲言。古者召梵爲胡、漢語、重疊言之、故云二彰。胡漢合云華梵、循古爲言。古者召梵爲胡、以告別。似即像者、會上名也。生像是翻胡爲漢、未詳胡語。金銀全是9)。『資持記』釈沙弥篇「次釋生像。生色即金、天生黄故。似色即銀、可
- (1) 「資行鈔」下四末、沙弥篇「鈔。生金像銀胡漢二彰云云。此梵語與漢四)」「資行鈔」下四末、沙弥篇「鈔。生金像銀胡漢二彰云。此梵語五門刺拏、成疏被嫌也。所詮生像梵語。今記雖釋未詳、正源記云、梵語云叩刺拏、是生色梵語。阿路婆此似色梵語也。金銀自本漢朝語、召金銀也。胡是是生色梵語。是只生像翻胡語唐土語也。胡者指梵、古云胡也。胡是胡漢二彰云云。此梵語與漢

- 経」巻四○、八四九中)
   (『統蔵経」巻四○、八四九中)
   (『統蔵経」巻四○、八四九中)
   (『統蔵経」巻四○、八四九中)

- (23) 前節及び前掲注19) 参照
- (24) 前揭注13) 拙著論文参照
- (25) 前節及び前掲注20) 参照
- (27) 前節及び前掲注20) 参照。
- (28) 前節及び前掲注21) 参昭
- (29) 前掲注22) 参照。
- 如法華經云、安禪合掌。合掌漢語、 即像也。故知、生像是胡音、金銀是漢語。文中雙牒、 本文引用箇所。 染。像即色義、故云生像」(『続蔵経』巻四二、一〇五二上)下線部は 者可染。且如黃金不可變色、天生然也。白銀等類、其色可變、名為可 右音、俱是土字鈴。賓云、生像者應言生色、字有二種。一者生色、二 如非牒之例、故曰生像。基法師云、生者金生於土、故曰也。如金字左 火等可翻者、即依此漢語。何處有梵漢兩彰之例也。今詳。亦有兩彰、 佛陀薄伽梵等、以名含多義故從本、不可就別翻之。故依梵言也。若水 須翻胡為漢、 疏引古師云、文列生像者、是世中鉞具、似人畜形者、 『四分律鈔批』巻十四「胡漢二彰者、謂胡音呼金曰生色。銀曰似色、 似即像也。銀之異名耳。有人不許胡漢二彰、若金銀既是可翻 不持樂器、亦是比擬。 何須雙彰。經律之中不有此例。若梵音不可翻者、如涅槃 今不同之。然僧祇中、生色金也、似色銀 安禪梵言也。謂生像是未成金銀、 不許捉也。 故曰二彰。羯磨 仴
- りなどとはしない。

  りなどとはしない。

  りなどとはしない。

  のれの胡を通じて漢に入った言葉だからだとし、これを誤るが、天竺の北の胡を通じて漢に入った言葉だからだとし、これを誤るが、天竺の北の胡を通じて漢に入った言葉だからだとし、これを誤るが、天竺の北京を引きている。

謂、生像胡人重譯又却入漢。故存胡音」(『大正蔵』三七、二三二上)「若爾生像此方之言何謂胡語邪。答謂五竺之北胡地言音有涉漢者。故

立。雖在緣廣被、而法據有準。違則斯制、犯則無赦。既混其體貌故分)『行事鈔』鉢器制聽篇第十九「養生眾具殷湊繁多。隨報開聽事資道語,生像胡人重讚又刦入漢。故有胡音」(「大正蔵」三七、「三二上)

其條格、略言來意」(『大正蔵』四〇、一二四下)

- (3) 『資持記』釈鉢器篇「題中鉢是梵言、器即華語。鉢則局收器皿、器則(3) 『資持記』釈鉢器篇「題中鉢是梵言、器即華語。鉢則局收器皿、器則
- いるが、内容はほぼ『資持記』と同じである。34) 元照は『資持記』の他の著作でも「鉢」の語の由来について述べて

【仏制比丘六物図】鉢多羅第四物「二釋名者。梵云鉢多羅、此名應器。有云、體色量三。皆應法故。若準章服儀云、堪受供者、用之名應器。有云、體色量三。皆應法故。若準章服儀云、堪受供者、用之名應器之嘉名。器者盛貯之通稱。鉢則制令畜用、違必獲殃。由是恒沙諸佛具之嘉名。器者盛貯之通稱。鉢則制令畜用、違必獲殃。由是恒沙諸佛具之嘉名。器者盛貯之通稱。鉢則制令畜用、違必獲殃。由是恒沙諸佛里標、故制令畜。故曰制也。自餘眾具、為物故開。食以下品、一器未里價身、故許鍵銘等物。違順兩許、故言聽也」(『続蔵経』巻四二、一 〇〇八上)等とある。

- 分許也」(『大正蔵』六二、七四八中)中鉢即翻爲器。鉢是一鉢制教所攝也。器即衆具聽門所攝也。只華梵相35)『資行鈔』下二之末、鉢器制聽篇「記、鉢是梵言器即華語云云。非題
- (36) 『行事鈔』集僧通局篇「四分文云、當敷座打楗稚盡共集一處等」(『大
- (37) 同上、「出要律儀、引聲論翻犍(巨寒反)稚(音地)。此名磬也、亦
- ○、一八六上)
   ○、一八六上)
   ○、一八六上)
   ○、一八六上)
   沒持記』卷一之下「若諸律論、並作犍槌、至呼召時自從聲論。或健槌字並改為稚、直呼爲地。請尋古本寫鈔及大藏經律考之方知其謬。健槌字並改為稚、直呼爲地。請尋古本寫鈔及大藏經律考之方知其謬。但以稚椎相濫容致妄改。今須依律論並作犍槌、至呼召時自從聲論。或但以稚椎相濫容致妄改。今須依律論並作犍槌、至呼召時自從聲論。或性椎亦爾世有不識梵語。云是打鐘之槌及砧槌等、此又不足議也」(『大作椎亦爾世有不識梵語。云是打鐘之槌及砧槌等、此又不足議也」(『大作椎亦爾世有不識梵語。云是打鐘之槌及砧槌等、此又不足議也」(『大作椎亦爾世有不識梵語。云是打鐘之槌及砧槌等、此又不足議也」(『大作椎亦爾世有不識梵語。云是打鐘之槌及砧槌等、此又不足議也」(『大作椎亦爾世有不識梵語。云是打鐘之槌及砧槌等、此又不足議也」(『大作権本語》)
- 例えば『十誦律』巻四十八「佛言、應打揵搥、打揵搥已、亦不遠聞是

39

事白佛。」(『大正蔵』二三、三五二中)等に見られる。

- 思われる。 思われる。 思われる。
- (4) 『資行鈔』上一之五、集僧通局篇。本条は非常に長文であるが、参考、公、今須音槌爲地也。と解析のため以下に全文を挙げておく。なお下線部は本文引用箇所である。のため以下に全文を挙げておく。なお下線部は本文引用箇所である。

錯書爲槌字。增暉同上、又云、今寫地字錯爲槌字(經亦云犍稚地相近儀等者、犍字有聲無字。以巨寒反之。槌字本地字。經亦云犍稚地相近椎之字歟。雖然正音時可地音云爾歟。是以節古義云、集要云、出要律問、何槌椎音地哉。答、梵語可地音。而地音少近槌椎故、律論書搥

呼爲地也因茲一ハヲ誤。□公云、檢聲論、如今引稚字也、是傳寫誤也云云。未見稚、字字歟。□公云、檢聲論、如今引稚字也、是傳寫誤也云云。未見稚、字爲地。未披經律、妄自改作。今現行鈔文當此所破、則後人如是改作稚同記、犍槌如字呼之、下依聲論方乃轉音。今人一概改槌爲椎、例呼

犍椎、直召地。此正本也、是以記家斥作稚也。 召椎也。今抄上下多作犍稚、古師妄改本也。古本寫鈔皆云犍槌、或作召椎也。今抄上下多作犍稚、古師妄改本也。古本寫鈔皆云犍槌、或作鈔本云、聲論翻犍稚等、此今所破字也。槌召爲地、古師誤作稚字、直記、至於鈔文前後及以一宗祖教、凡犍槌字並改爲稚云云。當時現行

字。又字體相濫故。迷椎作稚也。 記、椎稚相濫云云。椎、シイノ木也。作犍槌而召地、古師迷音作稚

三五六中-下)

A comparative study of differing interpretations of terminology in Japanese and Chinese Buddhist writings on the *Sifenlu* (Four-Part Vinaya), with a focus on treatises by Yuan Zhao (the *Zichiji*) and Sho-on (the *Shigyosho*)

#### MIYAJIMA Junko

The Sifenlu xingshi chao (a commentary on a code of monastic conduct known as the Four-Part Vinaya) by Daoxuan (596-667), founder of the Nanshan school of vinava studies, was studied and had further commentaries written on it by successive generations of vinaya scholars. This paper undertakes a comparison of the terminological interpretations found in Japanese and Chinese Buddhist treatises, taking two of the leading commentaries on Daoxuan's work as examples: the Zichiji by Yuan Zhao (1048-1116) and the Shigyosho by Sho-on (1301-1361). From examining a number of specific examples, it emerges that the commentary of the Japanese monk Sho-on tends to be more precise than that of his Chinese counterpart in clarifying etymologies of the Buddhist terminology employed in the source text. Generally speaking, it was more difficult for Buddhists whose native language was not Chinese to read the Chinese Buddist scriptures than it was for their Chinese counterparts. As they read they needed detailed, word by word guidance, for example in determining whether a particular word or phrase was standard Chinese or a phonetic transliteration from Sanskrit. In order to provide such guidance, Sho-on's Shigyosho spends many more pages and devotes far more effort to this type of semantic interpretation of Buddhist religious terminology than its Chinese counterpart.

キーワード:『資持記』 (Zichiji)、『資行鈔』 (Shigyosho)、生像金銀(jāta-rūpa and rūpya)、犍槌 (ghaṇṭā)、日中仏教交流 (Japan-China Buddhism exchanges)